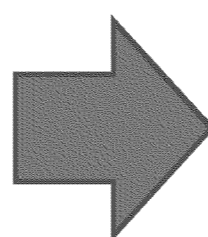


令和元年度愛知県障害者自立支援協議会人材育成部会 検討状況等報告

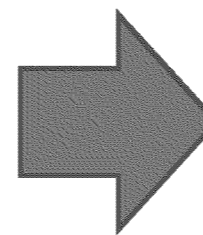
1 サービス管理責任者等研修及び相談支援従事者研修の指定事業者による研修実施状況について

検討内容・情報共有・委員から出された意見等	今後の取り組み等																																													
<p>○指定事業者により実施する研修の受講状況について報告</p> <p>(1) 指定事業者により実施する研修</p> <p>ア サービス管理責任者等研修 基礎研修</p> <p>イ 相談支援従事者研修 初任者研修</p> <p>(2) 指定事業者の名称</p> <p>上記ア、イの研修とも 社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会</p> <p>(3) 受講状況</p> <p>ア サービス管理責任者等研修 基礎研修 (3日間)</p> <p style="text-align: center;">(カッコ内は平成30年度 (5分野合計))</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>定員</td> <td>1,100名</td> <td>(1,180名)</td> </tr> <tr> <td>申込者</td> <td>1,438名</td> <td>(1,575名)</td> </tr> <tr> <td>辞退者 (決定前)、受講対象外</td> <td>89名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不採択者</td> <td>259名</td> <td>(387名)</td> </tr> <tr> <td>受講決定者</td> <td>1,090名</td> <td>(1,188名)</td> </tr> <tr> <td>辞退者 (決定後)</td> <td>79名</td> <td>(62名)</td> </tr> <tr> <td>追加決定者 (キャンセル待ち)</td> <td>53名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>修了者</td> <td>1,064名</td> <td>(1,126名)</td> </tr> </table> <p>イ 相談支援従事者研修 初任者研修 (カッコ内は平成30年度)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>定員</td> <td>450名</td> <td>(448名)</td> </tr> <tr> <td>申込者</td> <td>362名</td> <td>(424名)</td> </tr> <tr> <td>辞退者 (決定前)</td> <td>38名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受講対象外</td> <td>2名</td> <td>(4名)</td> </tr> <tr> <td>受講決定者</td> <td>322名</td> <td>(420名)</td> </tr> <tr> <td>辞退者 (決定後)</td> <td>34名</td> <td>(50名)</td> </tr> <tr> <td>修了者</td> <td>288名</td> <td>(370名)</td> </tr> </table> <p>【委員から出された主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師として関わったが、大きな混乱なく研修が実施できていた。 ・研修が有料になり、真に受講が必要な人のみ受講するようになったため、受講者の質の向上が期待されたが、劇的な変化はなかったように思う。 	定員	1,100名	(1,180名)	申込者	1,438名	(1,575名)	辞退者 (決定前)、受講対象外	89名		不採択者	259名	(387名)	受講決定者	1,090名	(1,188名)	辞退者 (決定後)	79名	(62名)	追加決定者 (キャンセル待ち)	53名		修了者	1,064名	(1,126名)	定員	450名	(448名)	申込者	362名	(424名)	辞退者 (決定前)	38名		受講対象外	2名	(4名)	受講決定者	322名	(420名)	辞退者 (決定後)	34名	(50名)	修了者	288名	(370名)	<p>○今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度も、令和元年度と同規模で研修を開催 ・相談支援従事者研修初任者研修については、来年度からカリキュラムが変わり、実習が導入されるため、指定事業者と連携して受入体制の整備等を行う。
定員	1,100名	(1,180名)																																												
申込者	1,438名	(1,575名)																																												
辞退者 (決定前)、受講対象外	89名																																													
不採択者	259名	(387名)																																												
受講決定者	1,090名	(1,188名)																																												
辞退者 (決定後)	79名	(62名)																																												
追加決定者 (キャンセル待ち)	53名																																													
修了者	1,064名	(1,126名)																																												
定員	450名	(448名)																																												
申込者	362名	(424名)																																												
辞退者 (決定前)	38名																																													
受講対象外	2名	(4名)																																												
受講決定者	322名	(420名)																																												
辞退者 (決定後)	34名	(50名)																																												
修了者	288名	(370名)																																												



2 サービス管理責任者等研修及び相談支援従事者研修の新カリキュラムへの対応について

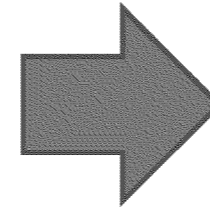
検討内容・情報共有・委員から出された意見等													
<p>○サービス管理責任者等研修及び相談支援従事者研修のカリキュラム変更への対応について検討</p> <p>ア サービス管理責任者研修</p> <p>(ア) カリキュラムの主な変更点 (令和元年度から変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修分野の統合 ・研修受講の仕組みの変更 <p>「基礎研修→実践研修」という二段階の研修+5年ごとの更新研修 →新規研修を実施する前には、講師陣のみで模擬研修を実施</p> <p>(イ) 更新研修の今後の実施予定と受講対象者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>受講対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>平成18年度、19年度、20年度にサビ管研修を修了した者</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>平成21年度、22年度、23年度にサビ管研修を修了した者</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>平成24年度、25年度、26年度にサビ管研修を修了した者</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>平成27年度、28年度、29年度にサビ管研修を修了した者</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>平成30年度にサビ管研修を修了した者</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和元年度：定員700名 修了者450名</p> <p>【委員から出された意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分野が統合されたため、分野の専門性を学ぶ機会がなくなった。 →分野別研修について、現在、専門コース別研修として国で検討中 ・更新研修について、修了者が定員を下回っているのはなぜか？ →複数分野でサビ管研修を受講した人は、後に受けた年度で更新研修の受講年度を判断することとしたため、「18～20年度に研修修了したが、他の分野を21年度以降に修了しており更新研修の受講年度が来年度以降になる受講者」が多かったためと考えている。 <p>イ 相談支援従事者研修</p> <p>(ア) カリキュラムの主な変更点 (令和2年度から変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターバル (研修日と研修日の間) における地域での実習 ・既存研修の日数の増加 <p>(イ) 変更に対応するための体制整備 (令和元年11月に市町村に依頼)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における実習受入体制整備 市町村に、受入体制の整備を依頼し、受入予定機関を調査 ・演習講師の確保の仕組みづくり (これまでは講師による声掛け) 講師の要件を定め、市町村に推薦を依頼 <p>【各委員から出された主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域実習の受入体制の整備について、中核市では現任研修の受講者が10名以上おり、短期間で対応できるか心配である。課題の実施方法や内容は、地域にあわせて柔軟に対応できる方法を検討する必要があるのではないか。 ・演習講師の市町村への推薦依頼について、講師経験がない人が推薦される場合もあるので、一時的には質が低下するかもしれない。しかし、最初から講師をできる人はいないので、推薦された人を育てていくことが必要。講師の幅を広げる取り組みはやっていかざるを得ない。 			受講対象者	令和元年度	平成18年度、19年度、20年度にサビ管研修を修了した者	令和2年度	平成21年度、22年度、23年度にサビ管研修を修了した者	令和3年度	平成24年度、25年度、26年度にサビ管研修を修了した者	令和4年度	平成27年度、28年度、29年度にサビ管研修を修了した者	令和5年度	平成30年度にサビ管研修を修了した者
	受講対象者												
令和元年度	平成18年度、19年度、20年度にサビ管研修を修了した者												
令和2年度	平成21年度、22年度、23年度にサビ管研修を修了した者												
令和3年度	平成24年度、25年度、26年度にサビ管研修を修了した者												
令和4年度	平成27年度、28年度、29年度にサビ管研修を修了した者												
令和5年度	平成30年度にサビ管研修を修了した者												



今後の取り組み等
<p>○今後の取組</p> <p>ア サービス管理責任者研修</p> <p>更新研修について、令和5年度に受講者が集中しないよう、各年度の受講対象者を再検討する。</p> <p>イ 相談支援従事者研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新カリキュラムで研修を実施 ・実習の受入については、地域の受入体制に応じて取り組めるよう、実現可能性を考慮して、課題の内容や実施方法を検討する。受入機関に対しては、事前に説明する場を設ける。 ・演習講師については、市町村に対して、過去の受講人数に応じた人数の推薦を依頼する。

3 相談支援従事者主任研修について

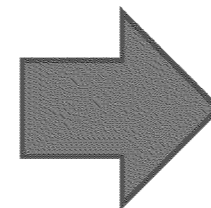
検討内容・情報共有・委員から出された意見等	
○今年度から新規に実施する相談支援従事者主任研修の推薦状況等について報告	
(1) 相談支援従事者主任研修の概要 地域づくり、人材育成など地域の中核的な役割を果たすことができる者（主任相談支援専門員）を養成する研修 主任相談支援専門員は、国が平成30年度に創設	
(2) 本県での研修実施日：令和2年2月12、13、19、20、21日	
(3) 受講者の推薦状況（受講者は市町村からの推薦）	
<ul style="list-style-type: none"> ・定員：48名（1グループ6名×8グループ） ・推薦者：64名（32市町村） ・受講決定者：48名 <ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センター職員：33名（うち名古屋市16名） 基幹相談支援センター以外の者：15名 	
(4) 推薦者がいない理由（推薦者がいない市町村数：22）	
理由	市町村数
受講要件を満たす者がいない	15
受講要件を満たす者はいるが、受講を希望しなかった	6
受講要件を満たす者がおり、受講を希望したが、業務の都合で受講できない	0
その他	1



今後の取り組み等
○今後の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・来年度も、同規模で研修を実施 ・主任相談支援専門員には、新カリキュラムにおけるインターバル時の実習対応が期待されている。 各市町村に配置された主任相談支援専門員の取組の把握、連携の促進が必要となる。

4 人材育成ビジョンについて

検討内容・情報共有・委員から出された意見等
○人材育成ビジョンを確定
【委員からの意見】 ・県が把握した研修等の情報を、市町村等にフィードバックしてほしい ⇒情報提供する予定



今後の取り組み等
○今後の取組
下記の現状を把握する。 (1) 市町村（協議会含む）が実施予定の研修 (2) 市町村（協議会含む）が主催する研修会の講師又は事例検討会の進行役を務めた者（当該市町村内の事業所に勤務している者に限る）

＜参考＞令和元年度各研修事業 受講状況について

相談支援専門員	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
初任者研修	420	358	303	348	370	288
現任研修	84	127	205	197	200	177
主任研修						48

相談支援専門員		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
専 門 コ ー ス 別	セルフマネジメント	52	53	37	56	41	中止(3.1 予定)
	権利擁護・成年後見制度	48	61	37	40	30	19
	地域移行・定着	64	56	36	57	53	41
	障害児相談	53	55	61	60	52	57
	スーパービジョン	47	56	55	67	45	66
	触法	56	52	35	52	70	52

サービス管理責任者等	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
第 1 分野(介護)	125	121	127	216	226	
第 2 分野(地域生活(身体))	4	-	2	4	2	
第 3 分野(地域生活(知的・精神))	103	118	114	175	181	
第 4 分野(就労)	180	221	222	289	300	
児童発達支援管理責任者	178	218	261	402	417	
計	590	678	726	1,086	1,126	
更新研修						450

愛知県障害者自立支援協議会 地域生活移行推進部会 検討状況等報告(令和元年度)

【検討事項】 福祉施設入所者の地域移行について

第5期障害福祉計画及び現状	部会での検討状況	令和元年度実施状況																												
<p>計画 平成 28 年度末から平成 32 年度末における地域生活移行者数を 177 人とする。</p> <p>現状 ○ 平成 26 年度から 28 年度までの施設入所者の地域移行数は 96 人</p>	<p>○ 第 1 回部会【R1. 6. 12】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度に実施した「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」の追加調査で個人情報の提供を承諾いただいた 74 人について、地域への移行を具体的に進めるための方策を検討 ⇒ 現在の状況を確認するため、追跡調査を実施 <p>○ 第 2 回部会【R1. 10. 30】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉施設入所者の地域移行を具体的に進めるための方策を検討 ⇒ 個人情報の提供を承諾いただいた 74 人について、阻害要因の確認や地域移行のための助言を行うため、施設で開催するケース検討会議等に部会の委員等をアドバイザーとして派遣するキャラバン事業（仮称）を検討 地域で質の高い支援が受けられるよう、強度行動障害支援者養成研修のフォローアップを検討 ⇒ フォローアップ研修の開催に向けて、研修対象者や到達目標、カリキュラム等のたたき台を作成 <p>○ 第 3 回部会【R2. 1. 31】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉施設入所者の地域移行を進めるため、住まいの場となるグループホームの整備のあり方を検討 ⇒ 数の増加もまだ必要だが、地域によっては質の向上にシフトしていくことが必要 	<p>○ 追跡調査の実施【R1. 12】</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加調査で個人情報の提供を承諾した 74 人について、現在の状況を把握するための追跡調査を実施 <p><調査結果> ※ 詳細は別紙のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 2 年 1 月 1 日現在の生活場所（問 3） <table border="1" data-bbox="1923 720 2822 821"> <thead> <tr> <th>入所施設</th> <th>グループホーム</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>68 人</td> <td>4 人</td> <td>2 人</td> <td>74 人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 10 月以降の御本人の意向（問 6、7） <table border="1" data-bbox="1923 869 2822 970"> <thead> <tr> <th>施設以外</th> <th>施設</th> <th>わからない</th> <th>未確認等</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20 人</td> <td>16 人</td> <td>9 人</td> <td>23 人</td> <td>68 人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 地域移行が進まない理由（問 10） <table border="1" data-bbox="1923 1018 2822 1119"> <thead> <tr> <th>御本人の意思</th> <th>御家族の反対</th> <th>経済的な問題</th> <th>グループホーム</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22 人</td> <td>28 人</td> <td>10 人</td> <td>29 人</td> <td>26 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ キャラバン事業の創設【R2. 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村に対し、相談支援事業所や施設等へのキャラバン事業の活用の働きかけを依頼する文書を送付 相談支援アドバイザー会議において、地域アドバイザーに対し、相談支援事業所や施設等へのキャラバン事業の活用の働きかけを依頼 <p>○ 強度行動障害支援者応用研修の開催【R2 年度開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の修了者を対象として、資質の向上を図るためのフォローアップ研修を開催（研修の内容は、来年度設置する研修企画委員会で検討） <p>○ グループホーム整備促進支援制度での検討【R2 年度開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> 部会の意見を踏まえて、グループホーム支援コーディネーター会議において、令和 2 年度のグループホーム整備促進支援制度（説明会、相談会等）の内容を検討 	入所施設	グループホーム	その他	計	68 人	4 人	2 人	74 人	施設以外	施設	わからない	未確認等	計	20 人	16 人	9 人	23 人	68 人	御本人の意思	御家族の反対	経済的な問題	グループホーム	その他	22 人	28 人	10 人	29 人	26 人
入所施設	グループホーム	その他	計																											
68 人	4 人	2 人	74 人																											
施設以外	施設	わからない	未確認等	計																										
20 人	16 人	9 人	23 人	68 人																										
御本人の意思	御家族の反対	経済的な問題	グループホーム	その他																										
22 人	28 人	10 人	29 人	26 人																										

福祉施設入所者の地域生活移行の状況について(令和元年12月調査)

問2 この調査票に記入していただいている方の職種を教えてください。

市町村職員	30	40.5%
相談支援専門員(入所施設と同一法人の事業所である)	15	20.3%
相談支援専門員(入所施設とは別の法人の事業所である)	6	8.1%
施設職員	23	31.1%
その他	0	0.0%
計	74	100.0%

問3 この方は令和2年1月1日現在、どこで生活していますか。

情報提供時点と同じ入所施設	68	91.9%
家族と同居	0	0.0%
グループホーム	4	5.4%
情報提供時点とは違う施設	1	1.4%
その他	1	1.4%
計	74	100.0%

○ 「情報提供時点とは違う施設」「その他」の内訳

- ・特別養護老人ホーム(1人)
- ・死亡(1人)

問4 (情報提供時点と同じ入所施設で生活している場合にお聞きします)

この方には、地域移行の具体的な予定がありますか。

ある	0	0.0%
ない	68	100.0%
計	68	100.0%

(以下の質問は、地域移行の具体的な予定がない場合に、お答えください。)

問5 この方の地域生活に関する意向や情報は、市町村からこの方のサービス等利用計画を作成している相談支援専門員に提供されていますか。

提供されている	50	73.5%
提供されていない	14	20.6%
セルフプラン	3	5.6%
回答なし	1	1.5%
計	68	100.0%

問6 県から情報提供があった平成30年10月以降に、この方に地域生活に関する意向を確認しましたか。

確認した	45	66.2%
確認したが、御本人から意思表示を受けて聞き取りをすることができなかった	5	7.4%
確認していない	17	25.0%
回答なし	1	1.5%
計	68	100.0%

問7 (問6で「確認した」と回答した場合にお聞きします)

この方の地域移行に関する意向はどのようなようですか。【複数回答】

施設とは違うところで生活したい	20	44.4%
このまま施設で生活したい	16	35.6%
わからない	9	20.0%

※ 割合は、問6で「確認した」と回答した人数に対する割合

○ 「施設とは違うところで生活したい」と回答した方の状況

・年齢(令和2年1月1日現在)

50歳未満	8	40.0%
50歳代	8	40.0%
60歳代	4	20.0%
70歳代以上	0	0.0%
計	20	100.0%

・障害支援区分

区分2	0	0.0%
区分3	3	15.0%
区分4	8	40.0%
区分5	3	15.0%
区分6	6	30.0%
計	20	100.0%

・主な障害種別

身体障害(肢体)	8	40.0%
知的障害	5	25.0%
重複障害	7	35.0%
身体障害(肢体)+身体障害(聴覚)	0	0.0%
身体障害(肢体)+知的障害	4	20.0%
身体障害(肢体)+精神障害	0	0.0%
身体障害(視覚)+知的障害	0	0.0%
身体障害(その他)+難病	0	0.0%
知的障害+精神障害	3	15.0%
知的障害+発達障害	0	0.0%
知的障害+難病	0	0.0%
計	20	100.0%

・入所期間(令和2年1月1日現在)

20年以上	10	50.0%
10年～20年	6	30.0%
5年～10年	1	5.0%
3年～5年	3	15.0%
1年～3年	0	0.0%
計	20	100.0%

問8 この方の地域生活移行に関して、ケース検討会議等を開催しましたか。

開催した	17	25.0%
開催していない	51	75.0%
計	68	100.0%

平均開催回数

1.4回

(最大4回)

問9 問8で「開催した」と回答した場合にお聞きます)

ケース検討会議等の出席者はどなたですか。【複数回答】

御本人	10	58.8%
御家族	2	11.8%
相談支援専門員	10	58.8%
施設職員	14	82.4%
市町村職員	8	47.1%
移行予定先のグループホーム等の職員	1	5.9%
基幹相談支援センター職員	4	23.5%
その他	3	17.6%

※ 割合は、問8で「開催した」と回答した人数に対する割合

○「その他」の内訳

- ・成年後見人、保佐人、補助人(2人)
- ・日中活動系事業所の職員(1人)

問10 この方の地域生活移行が進まない理由がどこにあると思いますか。【複数回答】

御本人の意思が固まらない	22	32.4%
御家族の反対	28	41.2%
経済的な問題	10	14.7%
この方に合ったグループホームが見つからない	29	42.6%
その他	26	38.2%

※ 割合は、問4で「ない」と回答した人数に対する割合

○「その他」の主な内容

- ・自宅での生活を希望しているが、高齢の家族が支えきれない
- ・本人が希望する地域や、特定の施設に空きがない
- ・施設以外での生活が難しい
- ・本人に移行のイメージがない(理解していない)
- ・施設に対する不満であり、地域移行への希望ではない
- ・成年後見人の不安が大きく、理解が得られない

問11 今後、この方の地域生活移行に関して、ケース検討会議等を開催する予定はありますか。

開催予定である	5	7.4%
時期は未定だが、開催したい	19	27.9%
開催する予定はない	44	64.7%
回答なし	0	0.0%
計	68	100.0%

問12 (問11で「開催予定である」又は「時期は未定だが、開催したい」を選択した場合にお聞きます)

県では、地域移行に関して助言等を行う専門アドバイザーを無料で派遣する事業がありますが、今後開催するケース検討会議等に専門アドバイザーの派遣を希望しますか。

希望する	5	20.8%
関係者と調整が整えば、希望する	4	16.7%
希望しない	7	29.2%
わからない	8	33.3%
計	24	100.0%

令和元年度第2回 愛知県障害者自立支援協議会

医療的ケア児支援部会 次第

日時：令和2年2月12日（水）
午後2時から午後4時まで
場所：愛知県自治センター（5階）研修室

1 開 会

2 挨拶

3 議題

(1) 令和元年度医療的ケア児者実態調査の実施状況について

(2) 医療的ケア児等コーディネーターの配置状況等について

4 報告事項

(1) 令和元年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修の開催結果について

(2) 医療的ケア児災害時対応について

5 その他

【配布資料】

1 委員名簿

2 配席図

3 資料1 令和元年度医療的ケア児者実態調査の実施状況

資料2 医療的ケア児等コーディネーターの配置状況等について

資料3 令和元年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修の開催結果

資料4 医療的ケア児災害時対応取組例

資料5 令和2年度医療的ケア児等支援社会資源現況調査（案）

令和元年度 医療的ケア児者実態調査の実施状況について

1 医療的ケア児者実態調査の概要

(1) 目的

愛知県内で暮らす人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者（以下「医療的ケア児者」という。）の対象者数及び、医療的ケア児者（名古屋市を除く）とその家族の生活状況や支援ニーズ等を調査し、今後の障害福祉施策及び支援体制整備に必要な措置を講ずるための基礎資料とする。

(2) 調査内容

ア 一次調査（名古屋市を含む）

対象者数及びその対象者の次の7項目（1.年齢、2.性別、3.居住市区町村、4 医療的ケアの内容、5.原疾患（障害を有する原因となった病名）、6.運動機能、7.多胎児の該当）

イ 二次調査（名古屋市を除く）

御本人及び御家族の生活状況や困り感等を把握するため、以下の状況等について調査した。

- 基本情報（居住市区町村、年齢、家族構成、性別等）
- 本人の状況について（医療的ケアの内容、原疾患、手帳の有無、運動機能等）
- 介護者の状況について（主な介護者の健康、睡眠時間、就労状況、介護できないときの依頼先等）
- 学校教育などについて（学歴、通園通学方法・距離、付き添い有無、通園・通学に対する希望等）
- 日中活動の状況について（日中活動の場や利用頻度、日中活動での医療的ケア、利用に対する希望等）
- サービスの利用状況について（利用しているサービス、利用していない理由等）
- 災害時・緊急時の対策について（災害時のための備品保有状況、避難場所の把握、避難行動要支援者名簿の登録状況、行政に対する要望等）

(3) 調査対象（対象機関・対象者）

ア 一次調査（名古屋市を含む）

小児科を標榜する医療機関（*1,256 か所）、訪問看護ステーション（*271 か所）、障害福祉サービス事業所（*148 か所）、県保健所12か所、教育委員会（特別支援教育課、県教育事務所）、県内市町村

※ * か所数は、名古屋市を除く数。名古屋市内の対象機関へは、名古屋市から別途調査依頼。

調査対象年齢	0～3歳	4～5歳	6～18歳 就学児童・生徒	15～39歳 就学生徒以外
医療機関（小児科）	△可能な範囲	○		
訪問看護ステーション	○	○	○	○
障害福祉サービス事業所	○	○	○	○
県保健所	○	○		○主に18歳未満
教育委員会			○	
市町村	○（母子）	○（母子）		○（福祉）

イ 二次調査（名古屋市を除く）

一次調査で回答のあった次の（4）の対象者（報告件数 延2, 112件）

(4) 医療的ケア児者の定義・調査対象者の年齢・調査時点

愛知県内に住所を有して在宅で生活しており、日常生活を営むのに医療的ケアを必要とする者のうち、調査時点に下記の医療・支援・サービス等を提供されている者。但し、40歳未満を調査対象とする。

○ 診療報酬、障害者総合支援法及び児童福祉法上に定める超重症児（者）の判定スコア等に示されている項目のうち、次の医療的ケアを必要とする児者

人工呼吸器管理、気管切開、鼻咽喉頭エアウェイ、酸素吸入、たんの吸引、ネブライザー、中心静脈栄養（IVH）、経管栄養（胃ろう、腸ろう・腸管栄養、経鼻）、腹膜透析、導尿、人工肛門

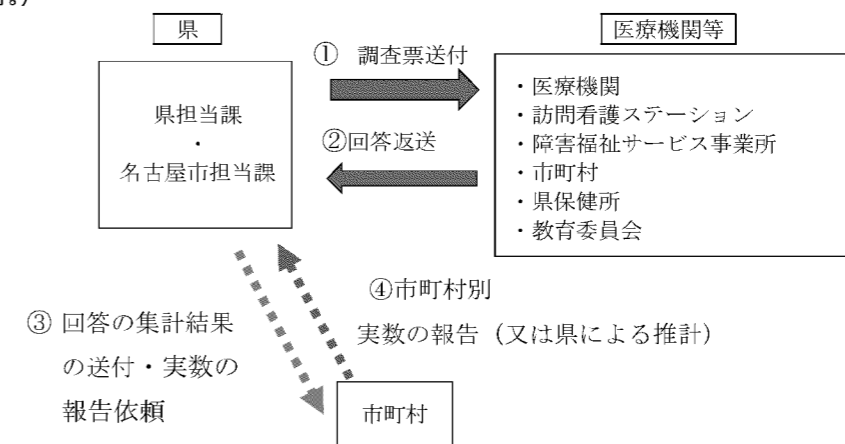
医療機関においては、診療報酬上の在宅療養指導管理料の加算算定者（診療報酬項目 C102～C119, C108-2 を除く）

調査時点は、平成31(2019)年4月1日（ただし、就学児童・生徒は令和元(2019)年5月1日）

(5) 調査方法

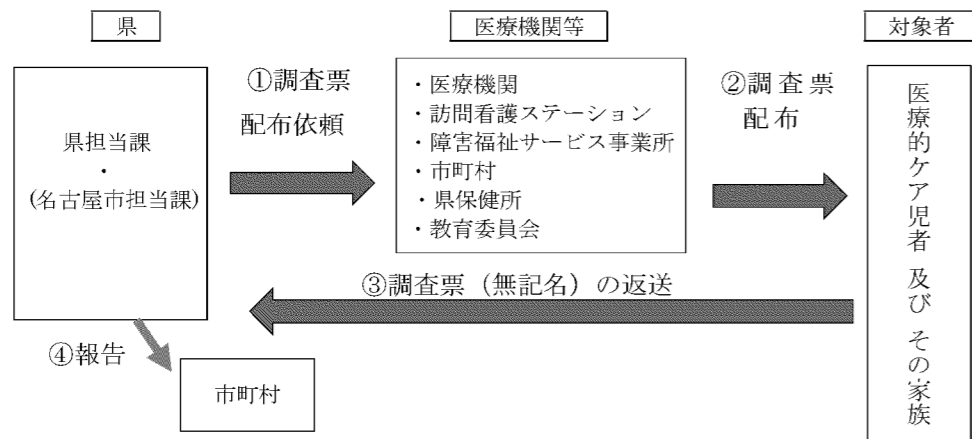
ア 一次調査（名古屋市を含む）

小児科を標榜する医療機関、訪問看護ステーション、障害福祉サービス事業所、市町村、県保健所及び教育委員会（以下「医療機関等」という。）へ調査票を郵送等により送付。記入用紙を郵送等返信にてお願い。（なお、名古屋市内の医療機関等（県機関を除く）は名古屋市から、名古屋市外の医療機関等は県から送付。）



イ 二次調査（名古屋市を除く）

無記名式質問紙を一次調査で回答いただいた医療機関等から手渡し等により配布。複数の質問紙を受け取った場合は、いずれか一つの質問紙のみに回答いただくようお願いし、記入用紙を郵送返信にてお願い。（なお、名古屋市内の医療機関等（県機関を除く）を利用する対象者へは名古屋市から送付）



2 医療的ケア児者実態調査の実施状況

(1) 調査時期

ア 一次調査

平成31(2019)年4月から令和元(2019)年7月までに実施(※平成31年4月26日に調査依頼)

イ 二次調査

令和元(2019)年9月から令和元(2019)年12月までに実施(※令和元年9月13日に調査依頼)

(2) 調査結果の公表時期

令和2年3月末に公表する

(3) 集計・分析等の状況

現在、入力及び集計中であり、今後分析を行う。なお、主な単純集計の状況は、次のとおりである。

○一次調査(対象者数)の集計概要 (名古屋市を含む。報告件数3,145件)

- ・本県の20未満の対象者数は、厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業により報告されている平成27年度の愛知県の推計値(1,044人)より多い数字となる見込み。
- ・医療的ケアの内容は、20未満で人工呼吸器管理対象者数が全体の約2割強、気管切開が約3割弱、経管栄養が約5割強、酸素吸入3割強、喀痰吸引(口腔・鼻腔)約4割、喀痰吸引(気管カニューレ)3割弱。
- ・原疾患(主なもの)は、20未満で先天性異常症候群(染色体異常症を含む)が2割強で一番多く、次に低酸素脳症が約1割強、三番目に神経・筋疾患で1割弱。
- ・運動機能は、20未満で寝たきりが約5割強で一番多く、次に座れるが約1割強、走れる・歩けるがそれぞれ約1割、歩行障害は約0.3割。
- ・多胎児の該当は、全体の約0.5割。

○二次調査(生活状況や困り感等)の集計概要 (名古屋市を除く)

*有効回答者数633人(回収状況47.3%)

【基本情報】

- ・有効回答者における本人の年齢は、20歳未満が全体(0~39歳)の約7割強。年代別で見ると10歳未満が5割弱、10歳代が3割弱、20歳代が2割弱、30歳代が1割強。
- ・家族構成は、4人家族が約3割、3人家族が約3割弱、5人家族が2割強であわせて全体の約8割弱。

【本人の状況】

- ・在宅で医療的ケアを実施することになった時の年齢は、0歳5か月までが約3割、0歳6か月~1歳が約2割弱、あわせて1歳までで全体の半数弱を占めた。10歳までで約7割強。そのほか、10歳代が約1割強、20歳代が約1割弱を占めた。
- ・家族の医療的ケアに関する相談相手は複数回答のうち、かかりつけ医が約3割弱で一番多く、次に病院看護師が約2割、訪問看護師が約1.5割、親族・病院ケースワーカーがそれぞれ1割の順であった。
- ・困ったことや不安に感じたことは、「子どもの急変時の対応」が約2割で一番多く、次に「看護・介護者に何かあった時に代替手段がない」、「医療的ケアを家族が実施すること」がともに約2割弱、「兄弟姉妹の子育てがおろそかになる」、「医療や障害福祉サービスの情報が分からない」がそれぞれ約1割あった。
- ・身体障害者手帳所持者は8割強で、そのうち9割弱が1級。療育手帳所持者は6割強で、そのうち9割以上がA判定、障害者支援区分認定は全体の7割強が認定を受けていた。小児慢性特定疾病医療費助成制度または特定疾患医療給付事業の利用者は4割強。
- ・意思表示は、「ほとんどできない」が3割強、「表情・目の動きで伝える」が2割強、「手ぶり等で伝える」2割弱、「単語で意思表示」が1割弱、「会話ができる」が2割強。

【介護者の状況】

- ・主な看護・介護者の年代は30歳代と40歳代がともに3割強、50歳代が2割弱。健康状況としては、「特に問題ない」が約半数、「良好」が2割弱、「不良」が3割弱。「不良」のうち約6割が通院中。
- ・主な看護・介護者の平均睡眠時間は、「5~6時間」が4割弱で一番多く、「5時間未満」が4割弱、「6時間以上」は約2割。
- ・主な看護・介護者の睡眠の形態は、「まとまってとれている」が4割弱と一番多いが、「とれない日がある」が3割強、「いつも断続的である」が3割弱。
- ・主な看護・介護者の就労状況は、「就労したいができない」が4割弱で一番多く、「就労している」が3割弱、「就労希望はない」が2割強。
- ・主な看護・介護者が看護・介護できない予定があるときどうしているかは、①同居家族>②通所事業所>③別居の親族>④短期入所>⑤レスパイト入院>⑥訪問看護師に依頼の順だった。
- ・主な看護・介護者が緊急で看護・介護できなくなった時にどうしているかは、①同居家族>②別居家族>③今まで経験がない>④通所事業所>⑤レスパイト入院>⑥短期入所>⑦訪問看護師に依頼

の順だった。

- ・主な看護・介護者の疲労感を、全く疲れていない から 非常に疲れている までを数字の「0～5」で表すとした場合、「3」疲れているが約3割強と一番多く、次に「2」が約2割、「4」が約2割弱、「1」と「5」がそれぞれ約1割強の順。「0」全く疲れていないとした人も約0.5割いた。まとめると「0～2」の「あまり疲れていない」が約4割弱、「3～5」の「疲れている」が約6割弱。

【学校教育など】

- ・未就学児の通園状況は、「どこにも通っていない」が6割弱、保育所が1割弱。その他、特別支援学校幼稚園や幼稚園、認定こども園、認可外保育施設に通っている人がいた。無回答が2割強。
- ・通園・通学の状況は、12歳未満でみると、特別支援学校小学部が約5割、一般小学校が約4割弱、訪問教育が約1割。12～14歳では特別支援学校中学部が約6割強、一般中学が約2割、訪問教育が約2割弱。15～17歳は特別支援学校高等部が7割、訪問教育が約3割弱。
- ・通園・通学に関する希望等は、「保護者の付添なしで通園・通学したい」が2割弱で一番多く、次に「通園・通学したい」1割強、「医療的ケアが必要なことで入園・入学を断られたことがある」1割強、「特に希望はない」1割弱の順。

【日中活動の状況】

- ・日中活動の場は、未就学児でみると、児童発達支援（母子通園）3割弱、児童発達支援（単独通園）2割強、日中一時支援1割弱、利用無い5割弱。
就学児でみると、放課後等デイサービス5割弱、日中一時支援2割弱、利用無し3割。
18歳以上では、生活介護5割弱、日中一時支援2割強、利用無し2割弱、その他就労先・就労移行支援・就労継続支援など。
- ・日中活動における医療的ケアの内容は、注入3割強、口鼻腔内吸引3割弱、気管吸引2割弱、酸素療法1割弱。
- ・日中活動の利用に関する希望は、「利用日数を増やしたい」約1割、「今より近いところに通いたい」1割弱。
- ・日中活動の場がない方が通いたいサービスとして、日中一時支援2割弱、児童発達支援約2割、放課後等デイサービス1割強であった。

【サービスの利用状況】

- ・最近1年間のサービス利用状況をみると、多い順に、訪問看護6割強、訪問リハビリテーション5割弱、リハビリテーション（医療機関）4割弱、障害者相談支援専門員による計画相談4割弱、訪問診療3割弱、レスパイト入院2割、居宅介護2割、短期入所2割弱、訪問薬剤管理指導1割、移動支援1割など。
- ・今後1～2年のうちに利用したいサービスとしては、レスパイト入院、短期入所、訪問入浴、移動支援、訪問リハビリテーション等があった。

【災害時・緊急時の対策】

- ・「災害時に備えて医療的ケアに関する物品で保有しているものがある」が約8.5割弱、「ひとつも保有していない」が1.5割。
また、保有している物品としては、「吸引や導尿処置に必要な医療材料」が約4割弱、「予備バッテリー」と「酸素ボンベ」が約2割強。
保有していない者の理由としては、「備品は必要ない」が2割強、「医療機関でなければ交換等ができない」が1割強など。
- ・災害時等緊急時の連絡先について、「既に決まっている」が約4割弱、「決まっていない」が約6割強。
- ・「災害時の避難場所を把握している人」は約8割弱、「把握していない人」は約2割強。
- ・避難行動要支援者名簿の登録状況は、「登録している」が約4割、「登録していない」が約6割。
登録していない理由について、登録していない人の約5割弱は「制度を知らなかったので登録したい」が一番多く、次に「登録の方法が分からない」が1割強、「登録したくない」が1割強であった。他の理由として「地域の方へ避難の支援を依頼しているから」と回答した人もいた。
- ・災害時に行政に支援してほしいことは、「医療機器の電源を確保したい」、「医薬品等がなくなった時に診察や処方箋なしでも手に入れたい」、「受け入れ可能な福祉避難所や医療機関等の情報がほしい」、「福祉避難所でも家族で過ごせるスペースがほしい」、「医療的ケアに必要な物品を届けてほしい」が主なものの順だった。

令和元年度 愛知県医療的ケア児者実態調査票

ご本人の状況について	
問1. ご本人のお住まいの市町村はどこですか。	(市・町・村)
問2. ご本人の年齢はおいくつですか。(平成31年4月1日現在)	満()歳
問3. このアンケートにお答えいただくのはどなたですか。 ご本人から見た続柄に1つだけ○をつけてください。	1. 本人 2. 母 3. 父 4. 祖父母 5. 兄弟姉妹 6. 兄弟姉妹の配偶者 7. 親戚 8. 友人・知人 9. 施設等の職員 10. その他()
問4. 同居されている家族構成(ご本人から見た続柄)について人数を記入し、 当てはまるもの全てに○をつけてください。	ご本人を含む同居家族の人数:()人 1. 母 2. 父 3. 祖父母 4. 兄弟姉妹 5. 兄弟姉妹の配偶者 6. 親戚 7. グループホームに入居 8. その他()
問5. ご本人の性別に○をつけてください。	1. 男性 2. 女性
問6. ご本人は多胎児ですか。	1. 多胎児である(多胎児の人数____人中、第____子) 2. 多胎児ではない
問7-1. 在宅で医療的ケアを実施することになった時の年齢は何歳ですか。	(歳 ヶ月の時)
問7-2. 在宅で医療的ケアを実施することになった時の家族の相談相手はどなたでしたか。 当てはまるもの全てに○をつけてください。	1. かかりつけ医 2. 病院看護師 3. 病院ケースワーカー 4. 訪問看護師 5. ヘルパー 6. 地域の保健師 7. 相談支援専門員 8. 障害福祉サービス事業所職員 9. 親族 10. 友人・知人 11. いない 12. その他()

問7-3. 在宅で医療的ケアを実施することになった時に困ったことや不安に感じたことは何ですか。 当てはまるもの全てに○をつけてください。					
1. 医療的ケアを家族が実施すること	2. 看護・介護者に何かあった時に代替手段がない				
3. 子供の急変時の対応	4. 相談相手がいない				
5. 医療や障害福祉サービスの情報が分からない	6. 障害福祉サービスの利用先が確保できない(断られた)				
7. 移動手段が確保できない	8. 主な看護・介護者が仕事を辞めざるを得なくなった				
9. 費用がかさみ生活が苦しくなった	10. 自宅を改造、または引越しを考えなければいけなかった				
11. 兄弟姉妹の子育てがおろそかになった	12. その他()				
問8. 医療的ケアが必要となった基礎疾患は何ですか。主たる疾患を下記選択肢から1つだけ選び 記入してください。疾患が複数ある場合は、それ以外の疾患欄に記入してください。					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主たる疾患 (一つだけ記入)</th> <th>それ以外の疾患 (複数回答可)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </tbody> </table>	主たる疾患 (一つだけ記入)	それ以外の疾患 (複数回答可)			
主たる疾患 (一つだけ記入)	それ以外の疾患 (複数回答可)				
【疾患】					
1. 低酸素脳症 (新生児仮死によるもの)	2. 低酸素脳症 (事故等によるもの。1以外)				
3. 脳出血、脳梗塞後遺症	4. 脳炎脳症後遺症				
5. 外傷後遺症	6. 先天性異常症候群(染色体異常症を含む)				
7. 先天性骨疾患 (先天性骨、軟骨異形成症)	8. 神経・筋疾患 (筋ジストロフィーやミオパチー等の筋疾患、 脊髄性筋萎縮症等の脊髄や末梢神経疾患)				
9. 慢性呼吸器疾患	10. 慢性心疾患				
11. 先天性代謝異常症	12. 血液疾患(血友病、白血病など)や 悪性腫瘍				
13. 慢性消化器疾患	14. 慢性腎尿路疾患				
15. 上記原因以外の原因による、 または原因が不明な脳性麻痺	16. その他(不明を含む) (疾患名を記入:)				

問 9. 現在の医療的ケアについて、当てはまるもの全てに○を付け、ア～オについても選択し頻度を記入してください。	
1. 人工呼吸器管理	→ ア. 24時間 イ. 夜間のみ ウ. 一日__時間程度 エ. 体調不良時のみ オ. 体調により大きく異なる
2. 気管切開（喉頭気管分離を含む）	
3. 経鼻咽頭エアウェイ	
4. 酸素吸入	→ ア. 24時間 イ. 夜間のみ ウ. 一日__時間程度 エ. 体調不調時のみ オ. 体調により大きく異なる
5. 在宅酸素療法	→ ア. 24時間 イ. 夜間のみ ウ. 一日__時間程度
6. パルスオキシメーター（血液・血中酸素濃度計）の使用	→ ア. 常時測定 イ. 一日__回測定 ウ. 体調不良時に測定
7. たん吸引（口腔・鼻腔）	→ ア. 一日6回未満 イ. 一日6回以上 ウ. 一時間1回以上 エ. 体調不良時のみ オ. 体調により大きく異なる
8. たん吸引（気管カニューレ）	→ ア. 一日6回未満 イ. 一日6回以上 ウ. 一時間1回以上 エ. 体調不良時のみ オ. 体調により大きく異なる
9. 排痰補助装置（カフマシ）の使用	
10. ネブライザー等による薬液の吸入	→ ア. 一日6回未満 イ. 一日6回以上 ウ. 常時使用 エ. 体調不良時のみ オ. 体調により大きく異なる
11. 中心静脈栄養（IVH）	
12. 経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう・その他の経管栄養）	→ 一日__回
13. 導尿	→ ア. 一日3回未満 イ. 一日3回以上 ウ. 尿道留置カテーテル エ. 体調不良時のみ オ. 体調により大きく異なる
14. 摘便・浣腸・洗腸などの排便管理	
15. 人工肛門	
16. 継続する透析（腹膜透析を含む）	
17. その他 内容（ ） 頻度（ ）	

問 10. ご本人の障害者手帳の有無・等級、障害支援区分及び小児慢性特定疾病医療費助成制度または特定疾患医療給付事業の利用について、当てはまるものに○をつけてください。		
1. 身体障害者手帳	ア. ある → 級に○（1級 2級 3級 4級 5級 6級） イ. ない	
2. 療育手帳もしくは愛護手帳	ア. ある → 判定に○ 療育手帳（A B C） 愛護手帳（1度 2度 3度 4度） イ. ない	
3. 障害支援区分認定（18歳未満の方は回答不要です）	ア. 受けている → 区分に○（1 2 3 4 5 6） イ. 受けていない	
4. 小児慢性特定疾病医療費助成制度または特定疾患医療給付事業の利用	ア. 利用中 イ. 申請中 ウ. 利用なし エ. その他（ ）	
問 11. ご本人の運動機能はどのようなですか。1つだけ○をつけてください。		
1. 寝たきり	2. 寝返り	3. 腹ばい
4. 四つばい	5. 座れる	6. 立てるが歩けない
7. 介助すれば歩ける	8. 歩ける（よちよち歩きも含む）	
9. 走れる	10. その他（ ）	
問 12. ご本人の移動の手段は何ですか。当てはまるもの全てに○をつけてください。		
1. ベビーカー／バギーを使用している		
2. ストレッチャーを使用している		
3. 車いすを使用しているが、本人は操作できない		
4. 車いすを使用しており、本人が操作できる（電動車いすを含む）		
5. 歩行する（歩行器、補装具の使用、手つなぎ等の介助を含む）		
6. その他（ ）		
問 13. ご本人はどのように意思表示しますか。当てはまるもの全てに○をつけてください。		
1. 意思表示がほとんどできない		
2. 表情、目の動きで伝えることができる（意思伝達装置の使用を含む）		
3. 声や手ぶりや身ぶりで伝えることができる（意思伝達装置の使用を含む）		
4. 単語で意思表示ができる（手話や文字盤の使用を含む）		
5. 会話ができる（手話や文字盤の使用を含む）		

学校教育等について	
問24. 学校教育等について、ご本人のこれまでの通園歴・学歴の全てに○をつけてください。	
	1. 幼稚園 2. 特別支援学校幼稚部 3. 保育所 4. 認定こども園（保育を必要としない1号認定） 5. 認定こども園（保育を必要とする2号または3号認定） 6. 小規模保育事業所 7. 認可外保育施設（企業内保育所を含む） 8. 小学校 9. 特別支援学校小学部 10. 中学校 11. 特別支援学校中学部 12. 高等学校 13. 特別支援学校高等部 14. 専門学校 15. 大学・大学院 16. その他（ ） 17. 就学免除・就学猶予 → ア. 小学校 イ. 中学校
問25-1. 未就学児の方にうかがいます。 現在の通園状況について、当てはまるもの全てに○をつけ、通園日数を記入してください。	
	1. 幼稚園（週__日） 2. 特別支援学校幼稚部（週__日） 3. 保育所（週__日） 4. 認定こども園（保育を必要としない1号認定）（週__日） 5. 認定こども園（保育を必要とする2号または3号認定）（週__日） 6. 小規模保育事業所（週__日） 7. 認可外保育施設（企業内保育所を含む）（週__日） 8. その他（ ）（週__日） 9. どこにも通っていない

問25-2. 現在、学校教育を受けている方に伺います。 現在受けている教育形態について、当てはまるもの全てに○をつけ、登校日数を記入してください。	
	1. 小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学・大学院（週__日） 2. 特別支援学校（週__日） 3. 訪問教育（家庭）（週__日） 4. 訪問教育（施設）（週__日） 5. 施設内教育（週__日）
問25-3. 現在、通園や通学をしている方に伺います。 通園・通学先へは誰が付き添いますか。当てはまるもの全てに○をつけてください。	
	1. 不要 2. 保護者 3. ヘルパー 4. ボランティア 5. その他（ ）
問25-4. 現在、通園や通学をしている方に伺います。 通園・通学先で過ごす際に保護者の付き添いは必要ですか。 必要な場合はその理由について当てはまるもの全てに○をつけてください。	
	1. 付き添いは不要 2. 看護師が配置されていないため、保護者が付き添っている 3. 看護師がいるが常駐していないため、保護者も連携して対応している 4. 看護師は常駐しているが、保護者の希望により保護者が対応している 5. 看護師は常駐しているが、学校等の希望により保護者が対応している 6. その他（ ）
問25-5. 現在、通園や通学をしている方に伺います。 通園・通学先への移動の方法は何ですか。 また自宅を出発し到着するまでの所要時間は片道平均どれくらいですか。 当てはまるものに○をつけてください。	
	1. 【移動の方法】 当てはまるもの全てに○をつけてください ア. 徒歩 イ. 介助者の車両 ウ. 移動支援サービス エ. 公共交通機関 オ. スクールバスや事業所等の車両 カ. その他（ ）
	2. 【所要時間（片道）】 1つだけ○をつけてください ア. 30分未満 イ. 30分～1時間未満 ウ. 1時間以上

問25-6. 現在、どこにも通っていない方に伺います。
通園や通学をしていない理由は何ですか。当てはまるもの全てに○をつけてください。

1. 必要がない
2. 身近な地域に幼稚園・保育所・学校等がなかった（情報が分からなかった）
3. 費用が高かった
4. 移動することが困難であきらめた
5. 医療的ケアを理由に断られた
6. 定員が埋まっていた
7. 手続きや方法が分からなかった
8. 子供を通わせることが不安になった
9. 家族や親族に反対された

問26. 通園・通学に関する希望等があれば、当てはまるもの全てに○をつけてください。

1. 通園・通学したい
2. 通う日数を増やしたい
3. 今より近いところに通いたい
4. スクールバスを利用して通園・通学したい
5. 保護者の付き添いなしで通園・通学したい
6. 園外・校外学習に参加したい
7. その他（具体的に： _____）
8. 特に希望はない
9. 医療的ケアが必要なことで入園・入学を断られたことがある
→断られたのは ア. 幼稚園・保育所・認定こども園
 イ. 特別支援学校（幼・小・中・高）
 ウ. 小学校 エ. 中学校 オ. 高等学校
 カ. 専門学校 キ. 大学・大学院 ク. その他（ _____）

学校教育について感じていることなどコメントがあれば自由にお書きください。

日中活動の状況について

問27. 現在、幼稚園、保育所、学校等以外で定期的に通っている日中活動の場はありますか。
当てはまるもの全てに○をつけ、利用日数を記入してください。

1. 児童発達支援(母子通園) (週__日)
2. 児童発達支援(単独通園) (週__日)
3. 放課後等デイサービス (週__日)
4. 学童保育 (週__日)
5. 生活介護 (週__日)
6. 日中一時支援(サービス) (週__日)
7. 就労移行支援 (週__日)
8. 就労継続支援 (週__日)
9. 就労先 (週__日)
10. その他 (_____) (週__日)

11. ない →「11.ない」に該当する方は問30へ

問28. 幼稚園、保育所、学校等以外の定期的に通っている日中活動の場で実施している医療的ケアについて、当てはまるもの全てに○をつけ、誰が行っているかそれぞれ選択して記入してください。

1. 【実施している医療的ケア】当てはまるものに○
ア. 口鼻腔内吸引 イ. 気管吸引 ウ. 注入 エ. 導尿
オ. 酸素療法 カ. その他 (_____) キ. 日中の医療的ケアは不要

2. 【医療的ケアを行う人】上記ア～キから選択して記入

医療的ケアを行う人	実施している医療的ケア
看護師、准看護師	
看護師、准看護師以外の職員	
家族	
ご本人（セルフケア）	
職員の誰が行っているか知らない	

問29. 問27で回答した現在通っている日中活動について、利用に関する希望はありますか。
日中活動ごとに希望として当てはまる番号を全て記入してください。

利用している日中活動 (問27の番号から選択)	希望内容（複数回答可） (下記1～6から選択。 () のある項目は内容を記入)

【希望】

1. 利用日数を増やしたい
2. 今より近いところに通いたい
3. 今とは違う日中活動に変わりたい（希望するもの： _____）
4. 他の日中活動を追加して通いたい（希望するもの： _____）
5. その他 (_____)
6. 特に希望はない

問30. 問27で現在通っている日中活動の場が「11. ない」と答えた方に伺います。
 ここ1～2年のうちに通いたい日中活動はありますか。
 日中活動ごとに、現在通っていない理由として当てはまる番号全てを記入してください。

通いたい日中活動 (問27の番号から選択)	現在通っていない理由(複数回答可) (下記1～14から選択。その他は理由を記入)

【理由】

1. 制度や内容を知らない
2. 利用するための手続きや利用方法が分からない
3. 利用できる施設や事業所が近くにない
4. 利用できる日中活動の量(日数、時間数、回数等)が足りない
5. 活動内容の質が十分ではない
6. 利用にかかる費用が高い
7. 申し込んだが、空きがなく断られた
8. 申し込んだが、医療的ケアが必要なことを理由に断られた
9. 日中活動に通うための送迎がない
10. 通うことに不安がある
11. ご本人が希望しない
12. 通いたいところがない
13. 必要性を感じない
14. その他()

日中活動について感じていることなどコメントがあれば自由にお書きください。

サービスの利用状況について

問31. 最近1年間に利用したことのあるサービス全てに○をつけてください。

- | | | |
|---------------------------|-----------------|-----------|
| 1. 訪問診療 | 2. 訪問看護 | 3. 訪問歯科診療 |
| 4. 訪問入浴 | 5. 訪問リハビリテーション | |
| 6. リハビリテーション(医療機関に受診して実施) | | |
| 7. リハビリテーション(通所施設等で実施) | | |
| 8. 訪問薬剤管理指導 | 9. 居宅介護(ホームヘルプ) | |
| 10. 重度訪問介護 | 11. 移動支援 | |
| 12. 保育所等訪問支援 | 13. 居宅訪問型児童発達支援 | |
| 14. 短期入院・レスパイト入院 | 15. 短期入所 | |
| 16. 共同生活援助(グループホーム) | | |
| 17. 障害者相談支援専門員による計画相談 | | |
| 18. その他() | | |
| 19. 利用していない | | |

問32-1.

問31で回答した中で、利用をやめたサービスがある方に伺います。

利用をやめたサービスとやめた理由は何ですか。

サービスごとに、利用をやめた理由として当てはまる番号を全て記入してください。

利用をやめたサービス (問31の番号から選択)	利用をやめた理由(複数回答可) (下記1～8から選択。その他は理由を記入)

【理由】

1. 利用できるサービスの量(日数、時間数、回数等)が足りなかった
2. サービスの質が十分ではなかった
3. 利用にかかる費用が高かった
4. サービスを利用するための送迎がなかった
5. 利用することに不安が生じた
6. ご本人がいやがった
7. 必要性を感じなくなった
8. その他()

問32-2

問31で「19. 利用していない」と答えた方や、サービスを追加したい方に伺います。
 ここ1～2年のうちに利用したいサービスはありますか。
 サービスごとに現在利用していない理由として当てはまる番号を全て記入してください。

利用したいサービス (問31の番号から選択)	現在利用していない理由(複数回答可) (下記1～14から選択。その他は理由を記入)

【理由】

1. 制度やサービスの内容を知らない
2. 利用するための手続きや利用方法が分からない
3. サービスを提供してくれる施設や事業所が近くにない
4. 利用できるサービスの量(日数、時間数、回数等)が足りない
5. サービスの質が十分ではない
6. 利用にかかる費用が高い
7. 申し込んだが、空きがなく断られた
8. 申し込んだが、医療的ケアが必要なことを理由に断られた
9. サービスを使うための送迎がない
10. 利用することに不安がある
11. ご本人が希望しない
12. 利用したいサービスがない
13. 必要性を感じない
14. その他()

サービスについて感じていることや、問31のサービスの例示の他に「こんなサービスや支援があると良い」などコメントがあればご自由にお書きください。

災害時・緊急時の対策について

問33. 災害時に備えて医療的ケアに関する物品で保有しているものはありますか。
 当てはまる番号と選択肢の全てに○をつけてください。

1. ひとつも保有していない
 - ア. 保管場所がない
 - イ. 医療機関でなければ交換等ができない
 - ウ. 備品は必要ない
 - エ. その他()
2. 保有している
 - ア. 人工呼吸器や吸引機等の医療機器に使用する予備電源(バッテリー)
(運転可能時間 計 時間)
 - イ. 在宅酸素療法に使用する予備の酸素ボンベ
 - ウ. 自家発電機の燃料
 - エ. 吸引や導尿等の処置に必要な予備の医療材料
 - オ. その他()

問34. 災害等緊急時にご本人の状況について、家族以外で誰に連絡するか決まっていますか。
 当てはまる番号と選択肢の全てに○をつけてください。

1. 決まっていない
2. 決まっている

ア. 近所や地域の方	イ. かかりつけの医療機関
ウ. 病院ケースワーカー	エ. 訪問看護ステーション
オ. 地域の保健師	カ. 相談支援専門員
キ. その他()	

問35. 災害時の避難場所を把握していますか。

1. 把握している
2. 把握していない

問36. お住まいの市町村に避難行動要支援者名簿があることを知っていますか。
 また登録していますか。当てはまる番号と選択肢に○をつけてください。
 (避難行動要支援者名簿とは、災害発生時に避難の支援、安否の確認その他生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するために、市町村に居住地、病状その他避難支援等に必要となる事項に関する情報を登録した名簿のことです。)

- 1. 登録している
- 2. 登録していない
 - ア. 知っているが、登録の方法が分からない
 - イ. 知っているが、登録できない (理由: _____)
 - ウ. 知っているが、登録したくない (理由: _____)
 - エ. 知らなかったので、今後登録したい
 - オ. 知らなかったが、登録したくない (理由: _____)
 - カ. 近所や地域の方へ避難の際の支援を依頼しているから
 - キ. その他 (_____)

問37. 災害時に行政に支援してほしいと望むことのうち、優先順位の高いものに3つまで○をつけてください。

- 1. 受け入れ可能な福祉避難所や医療機関等の情報がほしい
- 2. 避難所への移動を手伝ってほしい (避難所へ送ってほしい)
- 3. 福祉避難所でも家族全員が一緒に過ごせるようにスペースを確保してほしい
- 4. 医療的ケアや排泄を行うために、避難先のスペースや衛生面等に配慮してほしい
- 5. 水や食料の配給に並べない可能性があるので配慮してほしい
- 6. 医療機器の電源を確保したい
- 7. 医療的ケアに必要な物品を届けてほしい
- 8. 医療品や薬がなくなったときに診察や処方箋なしでも手に入れたい
- 9. その他 (_____)

その他

問38. 困っていることや不安なことがあればご記入ください。

問39. 行政、医療機関、事業者等に求めることがあればご記入ください。

問40. その他、コメントがあればご自由にお書きください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

医療的ケア児等コーディネーターの配置状況

令和2年1月現在

市町村名	設置機関名（コーディネーターの所属）		連絡先		
	法人名	事業所名（勤務先名）	郵便番号	事業所（勤務先）所在地	電話番号
1 名古屋市	社会福祉法人名古屋ライトハウス	りょくふう障害者相談センター	464-0834	名古屋市千種区日岡町1-59-1	052-734-2678
2 名古屋市	社会福祉法人名古屋キリスト教社会館	障害児相談支援事業所ぼけっと	464-0032	名古屋市千種区猫洞通1-15	052-782-3330
3 名古屋市	社会福祉法人北福祉会	相談支援センターめいほく	462-0865	名古屋市北区下飯田2-14-3 第6諏訪マンション1階	052-911-1600
4 名古屋市	社会福祉法人よつ葉の会	西区障害者基幹相談支援センターよつ葉	451-0061	名古屋市西区浄心1-1-6 シティ・ファミリー浄心101号	052-528-3166
5 名古屋市	株式会社セントバーナー	児童ディサービス くうちゃんのリハビリ	452-0821	名古屋市西区上小田井2丁目41番地	052-509-1866
6 名古屋市	株式会社ひまわり	ひまわりサポートPlus	453-0041	名古屋市中村区本陣通5丁目107番地	052-990-7131
7 名古屋市	社会福祉法人名古屋ライトハウス	光和 障害者相談センター	456-0022	名古屋市昭和区塩付通4丁目15番地	052-842-9151
8 名古屋市	社会福祉法人名古屋ライトハウス	ひびの障害者相談センター	456-0062	名古屋市熱田区大宝1-1-1 ヴェルクレート日比野A棟014号室	052-211-7462
9 名古屋市	MAAM合同会社	相談支援事業所ぼちぼち	456-0051	名古屋市熱田区二番二丁目1-27 シャングルナルカワ2C	052-659-3903
10 名古屋市	社会福祉法人名古屋キリスト教社会館	障害児相談支援事業所あつた	456-0031	名古屋市熱田区神宮4-9-12	052-684-4877
11 名古屋市	社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会	中川区障害者基幹相談支援センター	454-0869	名古屋市中川区荒子一丁目141番1号奥村マンション1階	052-354-4521
12 名古屋市	社会福祉法人名古屋ライトハウス	港区障害者基幹相談支援センター	455-0015	名古屋市港区港栄1-1-22 港栄店舗104号	052-653-2801
13 名古屋市	特定非営利活動法人ひろがり	重症児ディサービスひろがり1組	455-0053	名古屋市港区名四町183番地3	052-364-7880
14 名古屋市	特定非営利活動法人Adonis Life	相談支援事業所つくしみなみ	457-0078	名古屋市南区塩屋町3丁目5番地1	052-602-5294
15 名古屋市	株式会社ババママハウス	ババママハウス	457-0068	名古屋市南区南野3-162	052-612-8844
16 名古屋市	社会福祉法人名古屋キリスト教社会館	南部地域療育センターそよ風	457-0805	名古屋市南区三吉町6-17	052-612-3431
17 名古屋市	社会福祉法人名古屋キリスト教社会館	相談支援事業所ちよだ	463-0053	名古屋市守山区小幡千代田24-17	052-720-5639
18 名古屋市	株式会社たんぼぼ	相談支援ぼぼ	458-0036	名古屋市緑区六田一丁目192番地	052-829-1895
19 名古屋市	一般社団法人ともに歩もー会	相談支援事業所ひととま	458-0801	名古屋市緑区鳴海町字北浦8番地 グリーンハウス鳴海103号	052-896-7977
20 名古屋市	一般社団法人日本福祉協議機構	相談支援事業所春風	458-0830	名古屋市緑区姥子山2-1517	052-613-9666
21 名古屋市	有限会社ともみじ	有限会社ともみじ	458-0812	名古屋市緑区神の倉4丁目228	052-877-9969
22 名古屋市	株式会社健栄	ケンリハスポーツキッズ上社	465-0092	名古屋市名東区社台3丁目109番地ヤマケンビル1階	052-778-8829
23 豊橋市	特定非営利活動法人昂	相談支援事業所すばる	441-3147	豊橋市大岩町字大穴57番地2	0532-43-1180
24 豊橋市	社会福祉法人さわらび会	たまも荘障害者生活支援センター	441-8124	豊橋市野依町字山中19-21	0532-47-1050
25 豊橋市	特定非営利活動法人ピリープ	相談支援センターピリープ	440-0821	豊橋市春日町二丁目112	0532-35-6362
26 豊橋市	特定非営利活動法人ピリープ	とよはし総合相談支援センター	440-0055	豊橋市前畑町115	0532-56-4111
27 豊橋市	社会福祉法人豊橋市福祉事業会	相談支援センター木もれ陽	440-0845	豊橋市高師町字北原1-107	0532-61-1172
28 岡崎市	社会福祉法人岡崎市福祉事業団	福祉の村相談支援事業所	444-0011	岡崎市欠町清水田6-2	0564-83-5601
29 岡崎市	岡崎市	岡崎市健康増進課	444-8545	岡崎市若宮町二丁目1番地1	0564-23-6180
30 一宮市	社会福祉法人きそが福祉会・社会福祉法人コスモス福祉会	一宮市障害者基幹相談支援センター	491-0036	一宮市桜1丁目12-1	0586-26-2230
31 一宮市	一宮市	中保健センター	491-0076	一宮市貴船町3丁目2	0586-72-1121
32 一宮市	一宮市	西保健センター	494-0008	一宮市東五城字備前12	0586-63-4833

市町村名	設置機関名（コーディネーターの所属）		連絡先		
	法人名	事業所名（勤務先名）	郵便番号	事業所（勤務先）所在地	電話番号
33 一宮市	一宮市	北保健センター	493-0001	一宮市木曾川町黒田字中沼南ノ切27番地	0586-86-1611
34 瀬戸市	NPO法人サポート&ケア	瀬戸市障がい者相談支援センター	489-0889	瀬戸市原山町1-14	0561-41-8083
35 瀬戸市	瀬戸市	瀬戸市役所健康福祉部 健康課	489-0919	瀬戸市川端町1-31	0561-85-5511
36 瀬戸市	瀬戸市	瀬戸市役所健康福祉部 社会福祉課	489-8701	瀬戸市追分町64-1	0561-88-2612
37 半田市	半田市	保健センター	475-0817	半田市東洋町2-29-6	0569-84-0646
38 半田市	社会福祉法人半田市社会福祉協議会	半田市障がい者相談支援センター	475-0918	半田市雁宿町1-22-1	0569-21-5585
39 春日井市	特定非営利活動法人あつとわん	障がい者生活支援センターあつとわん	487-0011	春日井市中央台1-2-2 サンマルシェ南館B1	0568-91-5557
40 春日井市	社会福祉法人春日井市社会福祉協議会	基幹相談支援センターしゃきょう	486-0857	春日井市浅山町1-2-61	0568-84-5300
41 豊川市	社会福祉法人明世会	信愛医療療育センター	442-0103	豊川市小坂井町大塚38番地1	0533-95-0980
42 豊川市	社会福祉法人豊川市社会福祉協議会	豊川市障害者相談支援センター	442-0068	豊川市諏訪3丁目242番地	0533-83-8050
43 豊川市	豊川市	豊川市保健センター	442-0879	豊川市萩山町3丁目77番地の1、7	0533-89-0610
44 津島市	社会福祉法人愛燦会	障がい者センターあんさんハウス	496-0871	津島市上新田町2-200	0567-24-3725
45 津島市	津島市役所	健康推進課	496-0863	津島市上之町1-60	0567-23-1551
46 碧南市	社会福祉協議会	碧南市ふれあい相談支援事業所	447-0869	碧南市山神町8丁目35番地	0566-46-3701
47 碧南市	碧南市役所	福祉課 社会福祉係	447-8601	碧南市松本町28番地	0566-95-9884
48 刈谷市	社会福祉法人ひかりの家	子ども福祉の相談センター ひかりのかけ橋	448-0011	刈谷市築地町1-7-1	0566-87-1388
49 刈谷市	医療法人 成精会	相談支援事業所こころ悠々	448-0851	刈谷市神田町1丁目3番地	0566-24-7017
50 豊田市	一般社団法人Re Smile	りすまいるサポート	471-0066	豊田市栄町7丁目1-18	0565-37-8078
51 豊田市	特定非営利活動法人ユーピア若宮	障がい者相談支援事業所 りんく	471-0871	豊田市元宮町6丁目19番地	0565-85-8184
52 安城市	安城市	相談支援事業所あんステップ	446-0043	安城市城南町2丁目10番地3	0566-77-7796
53 安城市	社会福祉法人安城市社会福祉協議会	ふれあいサービスセンター	446-0046	安城市赤松町大北78番地4	0566-77-3121
54 西尾市	西尾市	障害児相談支援事業所しろぼら	445-0033	西尾市室町中屋敷95番地	0563-52-1850
55 蒲郡市	社会福祉法人蒲郡市社会福祉協議会	蒲郡市障がい者支援センター	443-0036	蒲郡市浜町93番地 浜町福祉センター	0533-68-3612
56 蒲郡市	特定非営利活動法人楽笑	相談支援 楽翔	443-0021	蒲郡市三谷町須田10番地68	0533-66-6228
57 蒲郡市	蒲郡市	健康推進課	443-0036	蒲郡市浜町4番地	0533-67-1151
58 蒲郡市	蒲郡市	蒲郡市児童発達支援センター	443-0036	蒲郡市浜町4番地	0533-56-2519
59 犬山市	社会福祉法人犬山市社会福祉協議会	犬山市障害者基幹相談支援センター	484-8501	犬山市大字犬山字東畑36番地	0568-44-0321
60 犬山市	犬山市	犬山市 保健センター	484-0086	犬山市松本町一丁目98番地	0568-61-1176
61 犬山市	NPO法人ぼんぼこネットワーク	相談支援事業所 伽耶	484-2633	犬山市天神町一丁目13番地1しろひがし住宅2号棟102-2	0568-48-2633
62 常滑市	常滑市	福祉部健康推進課	479-0868	常滑市飛香台3-3-3	0569-34-7000
63 常滑市	社会福祉法人常滑市社会福祉協議会	とこなめ障がい者相談支援センター	479-0852	常滑市神明町3-6-1	0569-43-0833
64 江南市	江南市役所	健康福祉部福祉課	483-8701	江南市赤童子町大堀90	0587-54-1111
65 江南市	江南市役所	子ども未来部こども政策課	483-8701	江南市赤童子町大堀90	0587-54-1111
66 稲沢市	社会福祉協議会	稲沢市障がい者基幹相談支援センター	492-8218	稲沢市西町三丁目10-24	0587-23-2162
67 稲沢市	社会福祉協議会	障がい者サポートセンター い〜な	492-8218	稲沢市西町三丁目10-24	0587-23-2162

市町村名	設置機関名 (コーディネーターの所属)		連絡先			
	法人名	事業所名(勤務先名)	郵便番号	事業所(勤務先)所在地	電話番号	
68	稲沢市	社会福祉協議会	障がい者サポートセンター まつのき	492-8253	稲沢市奥田神ノ木町18番地	0587-96-7755
69	稲沢市	稲沢市	稲沢市役所 市民福祉部 福祉課	492-8269	稲沢市稲府町1番地	0587-32-1281
70	新城市	社会福祉法人新城市社会福祉協議会	新城市障害者相談支援事業所 レインボーはうす	441-1301	新城市矢部字本並48	0536-24-1314
71	新城市	新城市	健康福祉部こども未来課	441-1392	新城市宇東入船115	0536-23-7622
72	知多市	知多市	在宅ケアセンター	478-0017	知多市新知字永井2番地の1	0562-54-4500
73	知多市	知多市	障がい児相談支援事業所	478-0017	知多市新知字永井2番地の1	0562-54-4502
74	知多市	知多市	保健センター	478-0017	知多市新知字永井2番地の1	0562-54-1300
75	尾張旭市	尾張旭市役所	福祉課	488-8666	尾張旭市東大道町原田2600番地1	0561-76-8142
76	高浜市	高浜市社会福祉協議会	障害者相談支援事業所	444-1334	高浜市春日町五丁目165番地	0566-54-3009
77	高浜市	高浜市	健康推進グループ	444-1334	高浜市春日町五丁目165番地	0566-52-9871
78	岩倉市	岩倉市	岩倉市保健センター	482-0024	岩倉市旭町1丁目20番地	0587-37-3511
79	岩倉市	社会福祉法人 いわくら福祉会	相談支援センターみのり	482-0041	岩倉市東町仙奈170番地	0587-22-5005
80	岩倉市	一般社団法人 はーとプロジェクト	サポートセンター おりーぶ岩倉	482-0041	岩倉市東町長山78	0587-81-3777
81	豊明市	社会福祉法人 豊明福祉会	ファイブ相談支援事業所	470-1195	豊明市新田町子持松1番地1	0562-91-0008
82	豊明市	豊明市	豊明市役所子育て支援課 おやこ健やか係	470-1195	豊明市新田町子持松1番地1	0562-85-3950
83	豊明市	豊明市	豊明市役所子育て支援課 子ども支援係	470-1195	豊明市新田町子持松1番地1	0562-91-0008
84	日進市	社会福祉法人 日進市社会福祉協議会	日進市障害者相談支援センター	470-0136	日進市竹の山四丁目301番地	0561-72-0853
85	愛西市	社会福祉法人 愛西市社会福祉協議会	相談支援事業所あいさい	496-0907	愛西市稲葉町米野226-1	0567-24-2225
86	愛西市	社会福祉法人 愛西市社会福祉協議会	相談支援事業所あいさい	496-0907	愛西市稲葉町米野226-1	0567-24-2225
87	愛西市	愛西市	愛西市健康福祉部社会福祉課	496-8555	愛西市稲葉町米野308番地	0567-55-7115
88	清須市	清須市	清須市役所健康推進課	452-8569	清須市須ヶ口1238番地	052-400-2911
89	清須市	清須市	清須市役所社会福祉課	452-8569	清須市須ヶ口1238番地	052-400-2911
90	北名古屋	社会福祉法人 西春日井福祉会	尾張中部福祉の社	481-0041	北名古屋九之坪塚22番地	0568-22-1123
91	北名古屋	北名古屋	北名古屋社会福祉課 障害担当	481-8531	北名古屋西之保清水田15番地	0568-22-1111 (内線2131)
92	弥富市	社会福祉法人 愛知県厚生事業団	愛厚弥富の里	498-0000	弥富市栄南町7-2	0567-68-4322
93	弥富市	社会福祉法人 弥富市社会福祉協議会	なでしこ指定障害者相談支援事業所	498-0017	弥富市駒浦町上本田95-1	0567-65-3724
94	みよし市	一般社団法人 キッズラバルカ	キッズラバルカ	470-0204	みよし市三好丘桜一丁目8番地4 With三好ヶ丘102	090-8076-5925
95	みよし市	一般社団法人 キッズラバルカ	こども訪問看護ステーションmom	470-0204	みよし市三好丘桜一丁目8番地4 With三好ヶ丘102	0561-42-7287
96	みよし市	オーケーサポート株式会社	相談支援OKサポート	470-0213	みよし市打越町睦達277番地3	0561-76-0611
97	みよし市	みよし市	みよし市役所 福祉課	470-0295	みよし市三好町小坂50番地	0561-76-5663
98	みよし市	みよし市	みよし市役所 健康推進課	470-0224	みよし市三好町陣取山54番地	0561-34-5311
99	あま市	社会福祉法人	あま市社会福祉協議会	490-1205	あま市花正中之割113-1	052-446-0612
##	あま市	特定非営利活動法人 あるいていこう	相談支援事業所 あるいていこう	490-1223	あま市森山弁才天80	052-414-4781
##	あま市	あま市	社会福祉課 障害福祉係	490-1198	あま市甚目寺二伴田76番地	052-444-3135
##	あま市	株式会社ライジング	ひまわりのおうち	490-1116	あま市本郷花の木45 パークサイドパレス102	052-444-7626

市町村名	設置機関名 (コーディネーターの所属)		連絡先			
	法人名	事業所名(勤務先名)	郵便番号	事業所(勤務先)所在地	電話番号	
##	長久手市	社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会	長久手市障がい者基幹相談支援センター	480-1102	長久手市前熊下田171	0561-64-2333
##	長久手市	特定非営利活動法人 百千鳥	相談支援 おかげさん	480-1103	長久手市岩作平子34番地1	0561-41-8807
##	長久手市	長久手市役所	子ども部 子ども家庭課	480-1196	長久手市岩作城の内60番地1	0561-56-0633
##	長久手市	長久手市役所	福祉部 健康推進課	480-1196	長久手市岩作城の内101番地1	0561-63-3300
##	東郷町	東郷町	東郷町こども健康部健康推進課	470-0198	東郷町大字春木字羽根穴1番地	0561-38-3111
##	東郷町	東郷町	東郷町こども健康部子育て応援課	470-0198	東郷町大字春木字羽根穴1番地	0561-38-3111
##	豊山町	豊山町	保健センター	480-0292	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地	0568-28-3150
##	大口町	医療法人tsukushi	相談支援室はるかぜ	480-0147	丹羽郡大口町竹田二丁目21番地1	0587-94-0802
##	大口町	医療法人医仁会	相談支援事業所 太郎と花子	480-0127	丹羽郡大口町新宮一丁目10番地	0587-95-0134
##	大口町	社会福祉法人 おおぐち福祉会	大口町地域包括支援センター 障害者・児相談支援事業所	480-0144	丹羽郡大口町下小口七丁目21番地	0587-94-2227
##	大口町	大口町	健康福祉部福祉こども課	480-0126	丹羽郡大口町伝右一丁目35番地	0587-94-1222
##	扶桑町	扶桑町役場	保健センター	480-0103	扶桑町大字柏森中切254番地	0587-93-8300
##	扶桑町	扶桑町役場	福祉児童課	480-0102	扶桑町大字高雄字天道330番地	0587-93-1111
##	扶桑町	扶桑町役場	山名保育園	480-0105	扶桑町大字南山名字宮西135番地	0587-93-7855
##	大治町	大治町	保健センター	490-1143	海部郡大治町大字砂子字西河原14番地の3	052-444-2714
##	大治町	大治町	保健センター	490-1143	海部郡大治町大字砂子字西河原14番地の3	052-444-2714
##	大治町	社会福祉法人 大治町社会福祉協議会	「おおはる」指定障害相談支援事業所	490-1143	海部郡大治町大字砂子字西河原18番地	052-433-2343
##	蟹江町	蟹江町	蟹江町民生部健康推進課	497-0052	蟹江町西之森七丁目65番地	0567-96-5711
##	蟹江町	社会福祉法人 蟹江町社会福祉協議会	蟹江町社会福祉協議会障害者相談支援事業所	497-0052	愛知県海部郡蟹江町大字西之森字海山326番地3	0567-96-3736
##	飛鳥村	社会福祉法人 飛鳥村社会福祉協議会	飛鳥村障がい者相談支援事業所 希望	490-1436	海部郡飛鳥村竹之郷35丁目43番地	0567-52-2722
##	阿久比町	阿久比町役場	民生部健康介護課保健係	470-2292	阿久比町大字卯坂字殿越50	0569-48-1111 (内線1521)
##	阿久比町	社会福祉法人 愛光園	阿久比町障がい者相談支援センター	470-2102	東浦町大字緒川字寿久茂129	0562-38-5537
##	東浦町	社会福祉法人 愛光園	東浦町障がい者相談支援センター	470-2102	東浦町大字緒川字寿久茂129	0562-38-5035
##	東浦町	東浦町役場	障がい支援課	470-2192	知多郡東浦町大字緒川字政所20	0562-83-3111
##	南知多町	南知多町	厚生部保健介護課(保健センター)	470-3495	南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地	0569-65-0711
##	美浜町	美浜町	厚生部福祉課健康子育て課	470-2492	知多郡美浜町大字河和字北田面106	0569-82-1111
##	幸田町	幸田町	幸田町健康福祉部福祉課	444-0192	額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1	0564-63-5112
##	幸田町	社会福祉法人 愛恵協会	幸田町基幹相談支援センター	444-0113	額田郡幸田町大字菱池字城山番地143番地	0564-77-4658
##	幸田町	株式会社ひなた	相談支援事業所ひなた	444-0116	額田郡幸田町大字芦谷字後シロ18番地 緑ヶ丘ビレッジ C棟102	0564-77-6900
##	設楽町	設楽町	設楽町役場 町民課	41-230	北設楽郡設楽町田口字辻前14番地	0536-62-0519
##	東栄町	東栄町	東栄町役場	449-0292	北設楽郡東栄町大字木郷字上前畑25番地	0536-76-0503



31 障福第2016号
令和2年1月17日

各市町村医療的ケア児支援担当課長殿

愛知県福祉局福祉部障害福祉課長

医療的ケア児等コーディネーターの配置状況等調査について（照会）

第1期障害児福祉計画等に係る国の基本的指針において、各市町村における医療的ケア児の総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進することの必要性が示されており、本県では、平成30年度から医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施しているところです。

このたび、愛知県障害者自立支援協議会医療的ケア児支援部会において、各市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置状況等について報告するとともに、コーディネーターの配置場所等の公表について同意される場合には、医療関係団体等への周知を行うことで、NICU等から退院される医療的ケア児等が在宅での支援を受けやすくすることを目的とし、下記により調査を実施することといたしました。

つきましては、お忙しいこととは存じますが、調査の趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 調査事項

(1) 医療的ケア児等コーディネーターの配置状況

医療的ケア児等コーディネーターの配置状況、連絡先等を回答

※ 公表可と回答のあった医療的ケア児等コーディネーターの設置場所及び連絡先については一覧表にとりまとめ関係機関（愛知県医師会、愛知県病院協会、愛知県訪問看護ステーション協議会等）へ通知するとともに、県のホームページに掲載します。

(2) 医療的ケア児等コーディネーター養成需要見込み

各市町村における医療的ケア児等コーディネーター養成の需要見込みを回答

※ 次年度以降に開催する県の養成研修の実施計画の参考とします。

2 提出方法

別添調査票に必要事項を記入し、ファイル名を提出市町村名に変更のうえ、電子メールにより御回答ください。

（提出先メールアドレス：shogai@pref.aichi.lg.jp）

3 提出期限

令和2年1月24日（金）

担 当 重症心身障害児者施設グループ（大谷）
電 話 052-954-6629（ダイヤルイン）

医療的ケア児等コーディネーターの配置状況等調査票

市町村名
担当課・係
担当者名
電話番号

公表可とした場合、
太枠内を公開情報とします。

ピンクのセルについては、
回答をブルダウリスト
から選択してください。

1. 医療的ケア児等コーディネーターの配置状況

公表可否	市町村名	設置機関名（コーディネーターの所属）		連絡先			非公開情報 <small>（公表可とした場合でも一覧表に掲載しません）</small>		
		法人名	事業所名（勤務先名）	郵便番号	事業所（勤務先）所在地	電話番号	氏名	研修受講の有無	配置年度
【記載例】 公表可	〇〇市	社会福祉法人 〇〇会	あいち障害者相談支援センター 支援課	452-0822	名古屋市西区中小田井5-00	052-954-6629	愛知 太郎	平成30年度	

注）令和元年度研修受講者等で調査時点で設置していない場合でも、R2年度当初の設置予定があれば記載してください。
記入欄が足りない場合には、列を適宜追加してください。
配置状況を公表可とした場合、その理由を記入してください。
公表不可の理由

2. 医療的ケア児等コーディネーター養成需要見込み

市町村名	必要人数（人）	研修受講希望人数（人）		研修受講希望理由（複数選択可）	回答欄 <small>（該当の場合○）</small>
		令和2年度	令和3年度		
				ア 研修受講済みの者が必要人数に達していない イ 研修受講済みの者が必要人数を満たしているが、受講者の異動等に備え、他の者も受講させたい ウ 特定相談支援および障害児相談支援における「要医療児者支援体制加算」の算定要件として、関係事業所から受講の要望がある エ その他（理由を記載してください。）	

計画の策定について

1 策定する計画

- ① 第4期 愛知県障害者計画
- ② 第6期 愛知県障害福祉計画 及び 第2期 愛知県障害児福祉計画

2 策定根拠

- ① 障害者計画：障害者基本法第11条第2項（義務）
- ② 障害福祉計画：障害者総合支援法第89条第1項（義務）
- ③ 障害児福祉計画：児童福祉法第33条の22第1項（義務）

3 計画期間

- ① 第4期 愛知県障害者計画
2021（令和3）～2025（令和7）年度（5年間）【計画終了時期は検討中】
- ② 第6期 愛知県障害福祉計画 及び 第2期 愛知県障害児福祉計画
2021（令和3）～2023（令和5）年度（3年間）

4 策定経過

障害者計画		障害福祉計画		障害児福祉計画	
区分 (策定年度)	計画期間	区分 (策定年度)	計画期間	区分 (策定年度)	計画期間
第1期 (2000年度)	2001～2010年度※1 (H13～H22)	第1期 (2006年度)	2006～2008年度 (H18～H20)		
		第2期 (2008年度)	2009～2011年度 (H21～H23)		
第2期 (2010年度)	2011～2015年度 (H23～H27)	第3期 (2011年度)	2012～2014年度 (H24～H26)		
		第4期 (2014年度)	2015～2017年度 (H27～H29)		
第3期 (2015年度)	2016～2020年度 (H28～R2)	第5期 (2017年度)	2018～2020年度 (H30～R2)	第1期 (2017年度)	2018～2020年度※2 (H30～R2)
第4期 (2020年度)	2021(R3)年度～ 【検討中】	第6期 (2020年度)	2021～2023年度 (R3～R5)	第2期 (2020年度)	2021～2023年度 (R3～R5)

※1 2004（平成16）年の法改正により義務付け（法改正前は努力義務）

※2 2016（平成28）年の法改正により新たに義務付け

5 計画に定める事項

- ① 障害者計画
障害者基本計画を基本とし、都道府県における障害者の状況等を踏まえて策定
- ② 障害福祉計画・障害児福祉計画
基本指針に即して策定

	障害福祉計画	障害児福祉計画
必須事項	障害者総合支援法第89条第2項 ・障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標 ・障害福祉サービス、相談支援の必要な見込量 ・障害者支援施設の定員 ・地域生活支援事業の実施に関する事項	児童福祉法第33条の22第2項 ・障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標 ・通所支援、相談支援の必要な見込量 ・障害児入所施設等の定員
任意事項	障害者総合支援法第89条第3項 ・障害福祉サービス、相談支援の必要な見込量の確保方策 ・障害福祉サービス、相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置 ・障害者支援施設のサービスの質の向上のために講ずる措置 ・障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療、教育、労働等関係機関との連携	児童福祉法第33条の22第3項 ・通所支援の必要な見込量の確保方策 ・通所支援、相談支援の質の向上のために講ずる措置 ・障害児入所施設等の質の向上のために講ずる措置 ・通所支援の提供体制の確保に係る医療、教育等関係機関との連携

6 基本指針の見直し

- ・2020（令和2）年2月12日～3月12日 パブリックコメント【実施中】
- ・概要は別紙のとおり

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための
基本的な指針の一部を改正する告示（案）」について（概要）

1. 告示の概要

- 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号。以下「基本指針」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第87条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の19第1項の規定に基づき、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めるものである。
- 現行の基本指針は、市町村及び都道府県が平成30年度から令和2年度までの第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めている。
- 今般、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めるため、基本指針について必要な改正を行う。

2. 主な改正の内容

- (1) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する旨を記載する。
- (2) 地域共生社会の実現に向けた取組

引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む旨を記載する。
- (3) 障害福祉人材の確保

障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要である旨を記載する。
- (4) 障害者の社会参加を支える取組

障害者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に障害者の文化芸術活動の推進や、視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進を図る旨を記載する。

- (5) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実や、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する旨を記載する。
- (6) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し
 - ① 相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要である旨を記載する。
 - ② 発達障害者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である旨を記載する。
- (7) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し
 - ① 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である旨を記載する。
 - ② 障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある旨を記載するとともに、入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る必要がある旨を記載する。
 - ③ 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して、
 - ・ 障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要がある旨
 - ・ 難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要である旨を記載する。
 - ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関して、
 - ・ 重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たって、その人数やニーズを把握する必要がある旨
 - ・ 重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要がある旨
 - ・ 医療的ケア児の支援に係るコーディネーターに求められる具体的な役割（入院中からの退院支援、個々の発達段階に応じた発達支援等）を記載する。
- (8) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定
 - ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
 - ・ 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
 - ・ 精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
 - ・ 併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。
 - ・ 令和五年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
 - ・ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
 - ・ このほか、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい旨を記載する。
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ・ 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本とする。
 - ・ 令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
 - ・ 令和5年度末までに各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
 - ・ 令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とする。
 - ・ 令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- 令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- 令和五年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。
- (9) その他の見直し
- ① 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進する旨を記載する。
- ② その他所要の見直しを行う。
- (10) (8)に掲げる目標の設定に伴う活動指標の設定
- (8)に掲げる目標の設定に伴い、必要な活動指標(基本指針第二において、成果目標を達成するために必要な量等として計画において見込むべきとされている数値をいう。)を設定する。

3. 根拠条文

障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19第1項

4. 適用期日等

告示日：令和2年4月上旬(予定)

適用日：令和3年4月1日

5. 参考

社会保障審議会障害者部会HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126730.html